様式第３号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

　玄海町長　脇山　伸太郎　様

所　在　地

名　　　称

代表者職名

代表者氏名

連　絡　先

家賃債務保証業務に関する誓約書

玄海町町営住宅等家賃債務保証法人及び身元引受人事務取扱要綱第４条の要件を備える家賃債務保証法人として、町営住宅等の入居者と家賃債務保証に関する契約をするに当たり、家賃債務保証業務について関係法令を遵守し、下記事項について誓約しますので、同要綱第５条の規定により提出します。

記

１　入居者に対し契約内容に関する十分な理解を図るため、契約締結前又は契約締結の際に、契約内容に関する重要な事項を説明し、当該事項を記載した書面を交付します。

２　契約内容の説明に当たっては、中途解約の際の保証料の返還有無等に関する取決めや家賃滞納の際の家賃債務保証業者の対応などについて、入居者の理解を得るよう努めます。

３　入居者等に対し支払を催告する書面等を送付する場合には、請求金額の内訳等の所定の事項を記載し、入居者等に対して明らかにします。

４　求償権を譲渡する場合、入居者へ書面による通知を行います。

５　家賃債務保証業務に従事する者は、従事者であることを証する証明書を携帯の上、家賃債務保証業務を行います。

６　家賃債務保証契約書の条項について、消費者契約法等の規定に反するものを定めません。

７　過去の弁済額等に係る家賃債務保証業者と入居者等との理解が異なる場合に備え、その業者に関する帳簿等を備え付け、入居者ごとの弁済履歴を記録し、入居者等からの開示の請求があった場合は明らかにします。